

# JFC

## VIEWS

創造と共生の社会をめざして

### C O N T E N T S

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 継続と変革／内田啓一                  | 1  |
| 新公益法人制度<br>「助成財団の集い」にて      | 2  |
| 平成21年度事業計画・収支予算             | 8  |
| 資産総額上位100財団<br>年間助成額上位100財団 | 9  |
| 助成財団ニュース                    | 11 |
| インフォメーション／編集後記              | 12 |

私は、この4月で旭硝子財団の専務理事を退き、解放感に浸りながら週3日勤務をしています。財団での5年間は、大変貴重なもので会社生活にはない新しいことに触れることができました。特に、多くの財団の理念溢れる意義深い活動の一端に触れることができ、素晴らしい方々とお付き合いできましたことは、私にとって得がたい経験でした。

私が、財団での仕事、皆さんの活動を通して強く感じたことがひとつあります。それは、「継続と変革」、財団の活動の要点は「継続と変革のバランス」にあるということです。

まずは「継続」。「継続は力なり」と言いますが、まさにそのとおりです。旭硝子財団の例を紹介します。旭硝子財団の前身「旭化学工業奨励会」は1933年に設立され、以来現在までの76年間大学への研究助成を地道に続けてきました。まさに、「継続」そのもので、財団の根幹をなす事業としてゆらぐことなく実施してきました。皆様の財団でもそれぞれの分野で事業を着実に継続されておられることでしょう。しっかりした軸足を持つことが肝要で、それにより財政面だけではない大きな力が蓄えられるのです。

次に「変革」ですが、「継続」とは違う意味で大変重要です。旭硝子財団は、約20年前の1990年に現在の名称に改称し、それを機に事業を大幅に拡大しました。ブループラネット賞を創設し、新規の事業として顕彰事業をスタートさせ、さらには継続事業としての研究助成事業においても対象分野を大きく拡大し内容

## 継続と変革

旭硝子財団顧問

内田

啓一



を一新しました。

往々にして我々は、これまでのやり方を踏襲し、それを変えようとせずマンネリに陥ります。変革には優れた理念と意志の力が必要です。1990年の旭硝子財団での変革は、当時の理事長の壮大な理念と強い信念があって始めて可能になったものです。

以上、「継続」と「変革」を述べてきましたが、財団の活動を長期間確実にかつ活き活きと進めるには、「継続」と「変革」のバランスが必須です。

旭硝子財団の研究助成事業は、「継続」の代表みたいなものですが、私が財団に来てからも大きな変革がありました。5年前の「今の助成を続けてもあまり大学に喜ばれないよ。」との理事の一言をきっかけに理事・評議員の集まりを何度も開催して、研究助成プログラムのあり方を議論し、大幅な変革を行いました。その結果、これまでとは全く異なる仕組みを持つ財団独自の研究助成プログラムが誕生しました。

「継続の必要性と変革の重要性」を念頭に、財団のあり方を常に考え、事業を進めることにより、活動がより生き生きとしたものになると身をもって感じました。

新しい公益法人制度がスタートしていますが、今こそ「継続」と「変革」の実践を通して皆さまの財団がますます活性化し、社会の発展に貢献する優れた活動を続けられることを心から念じております。



# 新公益法人制度 「助成財団の集い」にて

講演：「定款作成の際の留意事項」（要約）  
公益法人協会 鈴木勝治専務理事

移行認定申請の受付が開始され5ヶ月間が経過しますが、公益認定等委員会の発表では、3月31日現在の全国の申請受付件数は130件〔移行認定申請（公益法人への移行）が89件、移行認可申請（一般法人への移行）25件、公益認定申請（新規公益認定）16件〕となっています。

特例民法法人が公益社団・財団移行するには、整備法第100条（認定の基準）に定める下記2要件を満たすことが大前提となります。

1. 定款の内容が法人法及び認定法に適合すること

2. 認定法第5条に掲げる基準に適合すること

これまでの公益認定等委員会での移行審査にあたっては、定款の変更の案が法律に適合しているか否かのチェックが慎重に行われています。

2月に開催した「助成財団の集い」（当センター主催）で「定款の変更の案作成上の留意事項」と題して公益法人協会の鈴木勝治専務理事の講演を行いました。そのポイントについて掲載しましたので今後の参考にしていただければ幸いです。

## 「定款の変更の案作成上の留意事項」

### 1. 基本的な考え方

本日お集まりの皆さまに改めて基本的考え方など必要ないとは思いますが、非常に大事と考えておりますのであえて触れます。

#### （1）役員等関係者への周知徹底→基本事項の決定

今回の改革は非常に大きな改革で、法律も6百数十条に及びその他にガイドラインやFAQが出ておりますから、全てが分かったと自信を持って言える人はなかなかいないのではないかと思います。これを皆さまが理事会や評議員会で説明して理解していただくというのは大変なこととは思いますが、これをやりませんと、理事の方、評議員の方、それから従業員の方も含めて何がなんだか分からないということになって、結果的にその後の運営がうまくいかないということにもなりかねませんので、制度改革の骨子、基

本事項についてはしっかり把握しておく必要があると考えます。

公益法人協会（以下、当協会という。）の経験でも、このような基本事項は、外部の有識者も入った基本問題委員会において、数年にわたる検討を重ねて得た結論があり、基本的な事項は既に決定していたことから定款の変更の案の作成は比較的簡単な作業で済んだと思っています。

要は、定款の変更の案という、すぐにモデルはどうなっているとお聞きになる方がおられますが、実はその前に、自分たちの財団が今後どう進んでいくのかを決める「目的」や「その目的を達成するための事業」「組織を運営する機関構成をどうするか」「理事・監事は何名、評議員は何名にするか」「その運営は」といった基本的事項が決まっていなくて文章化もしようがないことになります。これから定例理事会・評議員会や必要に応じて臨時理事会・臨時評議員会で検討されるところも多いと思いますが、ぜひこの辺のことにについて徹底的に議論していただいて、その結論をもって文章化するのが良いと思います。

#### （2）設立者の思いを承継する→新たな公益目的事業の検討

今回の法改正は百年に1度の大改革といわれていますが、革命ではなく改革ですので、従来からの寄附行為が厳然としてあるわけです。この機に今の寄附行為を全面的に作り変えたいかというご質問がありますが、実体的にそう言ったとしても、形式的には現在の寄附行為を変更するという形をとりますので、理事会・評議員会に諮る議案は「定款の変更の案」とし、現行と変更の案との比較表を付けて諮ることになりますのでご注意ください。

一方、これを機会に新たな公益事業をやりたいという熱意に燃えているところもあるでしょうし、公益目的事業比率50%を達成するとか収支相償の原則を達成するためには何か新しい事業やらなければならないということも当然あり得るわけで、新しい事業を検討することもあるかと思っています。ただ何でも新しければよいというものでもありませんし、古い財団の場合ですと設立者の思いがひしひしと伝わるような名文で書かれた寄附行為もあるわけですから、そういうものは是非生かしていただきたいと思っています。

当協会の例ですと、定款記載の目的について新しい情勢にあわせるという意味を込めて、これまでの「公益法人を





支援する」ことから「民間の公益活動一般を支援する」へと拡大しています。後に触れますが、「目的」と「事業」とは密接に結びついていますので、実は「目的」だけではなく「事業」も洗いがえる必要があります。

### (3) 定款自治→モデル定款なども参考にする

これまでの民法の規定は、条文が非常に簡単で、細かいことについては学者先生の解釈なり主務官庁の解釈が大通りしてきた反省から、この度施行された法律は非常に膨大で細かく規定されています。それはある意味よいのですが、逆に法律に書いてあることはその通り書かないと駄目というような弊害も生じております。

一般的に言って、法律と同じことを定款に規定しようとするれば、厳密に言えば法律と全く同じ言葉を使わないと微妙な食い違いが生じますので細心の注意が必要です。当協会は、12月1日に「定款の変更の案」を提出しましたが、例えば「事務所は東京都文京区に置く」としたら、これは「主たる事務所」というふうに書けと、また「支部を〇〇に置くことができる」としたら「支部」ではなく「従たる事務所」だという示唆を受けました。従いまして「定款自治」のもとで法律に則りさえすれば自由に定款作成できるというのが建前ではありますが、実際問題としては整備法も含め6百数条ほどの法律を全部理解していないと完璧な条文を書けません。

そういう意味では、定款の変更の案を作成したら公益認定等委員会が事前にチェックしてくれるということですから、見てもらえばいいのかもしれません。

しかしながら、目的や事業等、自らやりたいというところについては思いを込めて自分の言葉で書くことが重要です。いずれにしろ大変な作業になりますが、その他の特に法律の規定が関係する部分については、「モデル定款」なり公益認定等委員会作成の「定款作成の案内」を参考にして作られるのが間違いないのではないかと思います。ただ、私どものモデル定款（三訂版）は、何度も検討したつもりでございますが、厳密に法律の目から見ますと如何かと思うところもございまして、疑問があれば当協会の無料相談窓口にお問い合わせください。

いずれにしても、定款の変更の案の作成にあたりま

しては、最初の基本事項（目的・事業・機関構成や運営方針等）を明確に決めた上で、「モデル定款」や「定款作成の案内」等をベースにして作成していくのが効率的な方法ではないかと思います。

その際「モデル定款」や「定款作成の案内」の条文そのものもさることながら、説明や解説、注に記載されていることに目を通すことが非常に重要です。

（追記：現在では、移行の認定を受け既に登記を済ませた新公益法人が設立されていますので、その定款を参考にすることが可能となっています）

## 2. 個別の留意事項

時間の関係で、絶対必要なところだけを申し上げます。

### (1) 絶対的記載事項

法人の設立に必要な事項で、どの項目を欠いても定款は無効とされます。（一般）財団法人を例にとれば以下のとおりです。

| 財団法人（旧民法第37条）   | 一般財団法人（一般法第153条1項）     |
|-----------------|------------------------|
| (1) 目的          | (1) 目的                 |
| (2) 名称          | (2) 名称                 |
| (3) 事務所の所在地     | (3) 主たる事務所の所在地         |
|                 | (4) 設立者の氏名又は名称及び住所     |
| (4) 資産に関する規定    | (5) 設立者が拠出する財産及びその価格   |
|                 | (6) 設立時役員等の選任に関する事項    |
|                 | (7) 設立時の会計監査人の選任に関する事項 |
| (5) 理事の任免に関する規定 | (8) 評議員の選任及び解任の方法      |
|                 | (9) 公告方法               |
|                 | (10) 事業年度              |

従来は左列の（1）から（5）まででしたが、今般は5つ増えています。しかし、特例民法法人は（4）から（7）の部分は必要ありませんので、（1）（2）（3）（8）（9）（10）と6つだけ今度の定款の変更の案に記載すればよいことになります。

「絶対的記載事項」の中で「目的」が一番重要なところで、「目的」のところはしっかり議論する必要があります。

「目的」については、認定法第2条別表に規定されている22の事業の字句に合せて変更する必要はなく、22の事業がその記載内容から推測されればよいとされています。

むしろ問題は「目的」と一体となった具体的な「事業」の規定であり、収支相償や公益目的事業比率の計算上、同種のものは一括りにして規定することが重要となります。（公益法人協会でも事業の組み替えを相当行っております。）

登記に際しては、登記簿上の「目的」欄には、定款に書かれている「目的」と「事業」の両方が記載されます。登記上は「目的」とは「事業」のことも指しており、「目的」



と「事業」は一体となっています。

「事業」の記載方法は認定申請の非常に重要なポイントで、複数ある公益事業の中から関連のある事業は上手に一括りにして、その事業の実施について説明をし、それぞれの事業毎に公益目的事業比率や収支相償の計算をすることになります。その元になるのが定款に記載する「事業」になります。移行申請書では、例えば、移行認定申請書で「公1」に括った事業の収支相償がどうなっていて、公益目的事業比率は全体のうちの何%を占めるかといった記載をすることになりますので、「事業」の記載についてはしっかり検討しておく必要があります。「絶対的記載事項」の中では非常に重要なところになると思います。

「名称」と「事務所」「公告方法」・「事業年度」については省略させていただいて、「評議員の選任及び解任の方法」について触れておきます。

「評議員の選任及び解任の方法」については、①「評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする旨を定める方法」、すなわち評議員に資格制限をかけることで、評議員の選任・解任を評議員会で行うことが出来るとするものと、②「評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法」が示されています。その他にもこれに匹敵するような方法があればと書いてありますが、評議員の選任及び解任の方法については、上記①と②の方法のいずれかに従うか、困難ながらも①②に匹敵するような第3の道を模索するかの選択になります。

当協会では公益認定等委員会から「留意事項」が出される前から、評議員の選任及び解任の方法については、評議員会の中に候補者推薦委員会とも言うべき内部機関を設けて候補者を推薦し、評議員会において選任及び解任する方法を内部的に決定していたこともあり、その方法に上記①をミックスすることにしました。

要するに評議員会で評議員を選任しますが、その前段階として評議員の推薦委員会を設けて、その委員会が作った名簿を参考にしながら評議員会で選任するという方式を取りました。ただし、ガイドラインに従えば評議員については資格制限が必要になりましたのでこれも取り入れました。

この方法は、本来法律に書いていないことをいわば行政指導とも言えるガイドラインに従うことになるので、納得できない部分はありますが、中立性のある委員会方式よりは実務上の負担にならないということで取り入れたものです。

なお、定款の変更の案とは関係ありませんが、今日のセミナーの質問で「最初の評議員の選任方法について」のご質問がありましたので触れておきます。

主務官庁である総務省では、最初の評議員の選任方法については前記②の方法、中立的な機関を設置するないしは中立的な団体に選任をゆだねる方法だけを認可するという

考え方を示されましたが、当協会では、既に従来の評議員会で最初の評議員を選任する方法を機関決定していましたので、その方法で申請しようとしていました。しかしながら総務省は、その方法では認可できないということになり、苦渋の決断として中立的な第3者委員会を作る方法を採用し認可を受け、第3者委員会を開催して最初の評議員を選任しました。

その第3者委員会の委員のメンバーは、現在の評議員2人、学者1名、それから文字通り中立の委員の方として事業会社の監査役の方、財団の専務理事の方の5名で構成しました。

全省庁調べたわけではございませんが、聞くところによると大体総務省に準ずる方法になるようですが、主務官庁によって手順や書類等若干異なるところもあるようで、最初の評議員の選任方法の認可申請にあたっては、申請書(案)を作成した段階で主務官庁と事前打合せをし、内諾を得た上でその内容を理事会に諮る手順を踏むことが賢明な方法といえます。

## (2) 機関構成

### A. 理事・監事

昨年の12月1日の法律施行以降、特例財団法人の間はそのままの理事・監事でよいことになっており、何もしなくてもよかったわけですが、新たに定款の変更の案を作って理事会をつくることになると、新法に基づいた理事・監事の資格、任期、権限等が適用されることになります。

したがって定款の変更の案では理事・監事については新しい資格、任期、権限等を規定しなければいけません。

理事・監事の資格、任期、権限等については、会社法で取締役の任期や権限、資格といったものが厳しく規定された影響を受けて、今までと相当の差異がありますので十分注意するとともに、定款への盛り込みも最新の留意が必要になります。

よく間違えるのが任期のところですが、任期の始まりが「就任」の時ではなく、「選任」の時になり、任期満了の日は「一定期間後の最終の事業年度の定時評議員会の終結のときまで」となっています。

例えば、従来は3月に改選し4月から就任した場合、4月1日から2年間という任期を設定していましたが、新法では、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までということになりましたので、平成20年3月14日に選定し、平成21年4月に移行登記をした場合、2年以内の最終の事業年度の定時評議員会というと、20年3月31日が第1事業年度末で、平成21年3月31日が第2事業年度末となり、平成21年6月の定時評議員会の終結の時をもって任期が終了することになり、就任期間が短縮されることになります。

2回目以降は2年のサイクルで回っていきますが、最初だけは変則的な任期が適用されます。したがって定款の変更の案には、法律に則った方式を書くとともに、最初の理事・監事の移行期をまたぐ任期については、気付いたら任





期を過ぎていたということのないように注意が必要です。

このような移行期をまたぐ理事・監事の任期の問題については『公益法人』誌の1月号に掲載しておきましたので、参考にご覧いただき確認しておく必要があると思います。

それから代表理事も必須ということになりますので、理事の中から選任する必要があります。法人を代表する権限は、旧民法では全理事にあるとされていましたが、新法では代表理事のみとなりましたので（他の理事では代行できません）、代表理事が不在になった場合に備えて、複数の代表理事を置くことも検討する必要があります。

当協会では複数の代表理事を置くこととし、その旨を定款の変更の案に記載しました。代表理事にしか代表権がないということですから代表理事に何かあったときには、代表する人がいなくなってしまう。その場合は、急遽臨時理事会を開いて代表理事を選任するか、予め複数選んである代表理事の方が代表するかを選択する必要があります。従来と変わっておりますので注意していただきたいと思います。

そして従来の寄付行為では、理事は全員に代表権がありますから理事長に事故ある場合は副理事長、副理事長が駄目なら専務理事がといった代行の順番を記載していましたが、新制度ではその規定は無効ということになります。

#### B. 評議員会・理事会

現在ある評議員会・理事会は新法の機関としては認められないということになりますので、新たに評議員会・理事会を設置することを定款に規定することになります。

新法では評議員会の決議事項が、法令ならびに定款規定事項に制限されましたので定款の変更の案の作成にあたっては、何を評議員会で決議するかを決定し、それを定款に書き込む必要があります。社団法人の社員総会が従来オールマイティであったのが、新法ではオールマイティではなくて、法律で書かれていることないしは定款に書かれていることしか議決できないことになりましたので、整合性の観点から評議員会においても議決出来る事項は必ず定款に書き込む必要がありますのでご注意下さい。

評議員会・理事会については、委任状出席とか代理出席というのは認めないということになりました。理事会については、成立しやすくように理事の数を少数にしばらくとか、出席可能な人を選任するとかの実務上の配慮とともに、定款上の配慮としては、「理事全員が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をした場合には、理事会の決議があったものとみなす」という規定を定款に記載することが必要です（一般法第96条）。評議員会の場合は、定款に書いてなくても全員が賛成の場合の評議員会が成立する旨の法律上の規定がありますが、理事会の場合は、定款に記載しないと有効になりませんので忘れずに記載されることをお勧めします。

#### (3) 公益認定に必要な記載事項

下記の通り5つの必要的記載事項があります。

- A. 公益目的事業区域の規定（社団・財団共通）
- B. 公益目的事業を行うため不可欠な特定の財産に関する規定（社団・財団共通）
- C. 公益目的取得財産残額の贈与の規定（社団・財団共通）
- D. 残余財産の帰属の規定（社団・財団共通）
- E. 理事会の設置の規定（社団のみ）
- F. 役員等への報酬の支払いの規定（社団・財団共通、ただし定款記載は評議員のみ）

財団にとって、絶対に書かなくてはならないのは、C、D、F、です。

A. 公益目的事業実施区域の規定については、複数の都道府県にまたがって公益事業を実施する場合は、行政庁が内閣府になるという効果があります。公益法人協会では「本邦ならびに海外」と記載していますので内閣府が行政庁となります。

F. 役員等への報酬の支払いの規定については、評議員については定款に記載することが必須となっていますので、定款に総額を記載する必要があります。無報酬と決められているところも多いと思いますが、たとえ無報酬であっても万が一の支払いに備えて、一定の金額を規定しておくことが実務的にはよいのではないかと考えています。

例えば、評議員にはお車代しか払わないから報酬の規定は必要ないというところもあるかと思いますが、実はお車代が問題で、例えば5万円をお車代として支給した場合、実際のお車代が1万円もかからなかったとすると、その差額の4万円は報酬と見られるおそれがあります。この場合、報酬の規定がないのに報酬を払っていることになりますので、やはり報酬の規定に一定の金額を記載された方がよいのではないかと思います。

当協会では、原稿料等を支払うことがあることを想定して50万円（評議員全員に対する年間支給額の合計限度額）という金額を定款に記載しています。過分のお車代を支払う場合、評議員の人数や評議員会の開催回数等の実情を考慮して、金額を100万円とか200万円とか決める必要があります。

理事・監事の報酬については、定款に定めていないときは評議員会（社員総会）の決議によって定めることとなっています（一般法第89条、同法第105条1項、同法197条）ので、定款またはその下部規程（例えば、役員報酬規程等）に規定することが实际的です。

#### (4) 相対的記載事項

相対的記載事項とは、「定款に記載することにより、一定の法律上の効果が認められる」もので、逆に書いておかないと法律上の効果は得られないことになります。法人の運営上便宜であるものについては忘れずに規定することが好ましいものです。

例えば、

- A. 社員の経費の負担義務の規定（社団）
- B. 代表理事・執行理事の理事会における報告義務の回数



の規定（社団・財団共通）

- C. 理事・監事の責任免除・限定の規定（社団・財団共通）
- D. 基金の取扱い（社団）、基本財産の規定（社団・財団共通）
- E. 定款における財団の目的・評議員の選任方法の変更に  
関する規定
- F. 評議員の任期4年を6年に伸長する規定
- G. 理事の任期を2年から1年に短縮する規定
- H. 監事の任期を4年から2年に短縮する規定
- I. 代表理事が欠けたり事故あるときに、理事会を招集す  
る理事を定める規定等々です。

B. 代表理事・執行理事の理事会における報告義務の回数  
の規定は、これを規定していないと原則年4回報告する  
必要がありますが、定款に書けば4ヶ月の間隔でもって2回  
以上でよいことになります。理事会を年4回開催すること  
が難しい等の場合は、規定しておく必要があります。

C. 理事・監事の責任免除・限定の規定は、理事・監事  
に責任が及ぶ可能性が高まることを考慮するなら記載して  
おいたほうがよいことになります。

E. 定款における財団の目的・評議員の選任方法の変更  
は、「目的」と「評議員の選任及び解任の方法」について  
は、定款に規定がないとその変更を評議員会が行うことが  
できなくなります（一般法§200①、②）。最終的には裁判  
所の許可で変更は可能ですが、それは大変ですから「目的」  
と「評議員選任及び解任の方法」について変更できる旨の  
規定は必ず記載することが必要になります。

さらに、財団の場合は、特例財団法人から一般財団法人  
（公益財団法人を含む）になり、登記する際には、登記上  
の「目的」の欄には定款に書いてある「目的」と「事業」  
の両方が記載され一体として扱われることになります。従  
って「目的」について変更できる旨の規定を設ける場合に  
は、「目的」と「事業」の両方が変更出来るように記載し  
たほうがよいとの公益認定等委員会からの示唆を受け、当  
協会の定款では「事業」の変更もできるように追加記入し  
ました。法律通り「目的」と「評議員の選任及び解任の方  
法」について出来るようにしておけばよいと思っていたら、  
そのような解釈もあるようです。

F. G. H. の規定は、任期の伸長、短縮に関する規定  
ですが、定款に記載することで変更することが出来ます。

I. の規定は、定款に記載すれば、理事会等の招集権者  
を明確にすることが出来ることになります。規定しない場  
合は、原則として各理事が理事会を招集することになりま  
す。

D. 基本財産の規定 そもそも基本財産は新法に定義は  
ありません。会計上は定款に基本財産と定めたものとされ  
ています。今般の改正に関するFAQではいろんなことが  
書かれています。「基本財産にはいろんな性格のものがあり  
ました」、そして新制度では「従来の基本財産は、基本  
財産とは認めません」（整備法89条6項）。「基本財産とは一  
般法172条2項が基本財産です」といっています。

172条2項では「理事は一般財団法人の財産のうち一般財  
団法人の目的である事業を行うために不可欠のものとして  
定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところ  
により、これを維持しなければならない。」と規定していて、定款で  
まず基本財産そのものを特定しなさい、そしてまた定款で  
維持について規定しなさいとなっています。

これによった基本財産というのは、定款に書くわけです  
から、それを処分したりするときには、法律通りに読むと  
実は定款変更になってしまいます。

従来、基本財産というのは、単に維持管理処分について  
定款に記載されている財産が多かったことからすると、今  
度の172条2項の財産は物が特定されてしまっています。

また、FAQでは移行後の財団法人においては、

- (1) 法律上の基本財産を全く定めないことも自由、
- (2) 逆に従来の基本財産にあたるものを、すべて法律  
上の基本財産として定款に定めることもできる、
- (3) 従来の基本財産にあたるものの中から、一部を法  
律上の基本財産と定めることもできる、と書いて  
あります。

そこで当協会では、基本財産の解釈について「172条の  
基本財産」と「その他の基本財産」という一般的なもの  
（定款に定めたもの、寄附を受けたもの、あるいは理事会  
で基本財産にすると決めたもの等の基本財産）と2種類あ  
ると解釈し、基本財産を2つに分けて定款に記載しました。

広い意味での基本財産というものがある、その中に  
172条もあれば、認定法5条16号の公益目的に不可欠な財産  
もあれば、寄附を受けたり理事会で基本財産にすると決め  
たものもあると考えました。これについては、公認会計士  
に聞いてみても172条2項しか認められないのではないかと  
おっしゃる方もおられますし、いや従来通りでよいのでは  
ないかという方もおられます。

具体的には、当協会の設立者である渡辺さんが設立時に  
個人として500万円を拠出されていますが、これはなんと  
しても死守しようということで172条2項の基本財産にし  
ました。その他、理事会で基本財産にすることを決めてきた  
2000万円、これについては、その他の基本財産ということ  
にして理事会の普通決議で事業のために必要であれば取り  
崩すことができるようにしました。

これに対して内閣府では「基本財産は一般法172条2項が  
基本財産」だけであるとの考え方であり当協会と見解が相  
違っていました。結論を申し上げますと、紆余曲折ありま  
したが一歩譲って、当協会でも2つに分けた基本財産の規定  
を改め、「基本財産は、この法人の目的である事業を行う  
ために不可欠な財産として理事会で定めたものとする」と  
いう規定を定款に記載することに変更しました。同時に内  
閣府の示唆により、定款の変更の案の末尾に別表として記  
載するとされていた基本財産の目録は必要ないとのこと  
で、その記載をしないこととしました。





(注) これに関連して、当協会が作成している「モデル定款（三訂版）」の（財産の種別）第9条第2項（1）（2）号の条文は取扱にご注意願います。

なお、基本財産を含む改訂版を作成する予定にしています。

また、当日のサブ・テキスト（平成21年2月9日は野村証券公共・公益法人レポート）の該当部分は修正されたものとご了解ください。

### (5) その他任意的記載事項等

任意の記載事項ですので、自由に法律の中からこれは書いておいた方がいいと思うものを拾い上げてもいいですし、法律外のことを書いてもよろしいと思います。

法律に規定されている事項であっても、役職員全員が知っておかなければならない事項などは、法人の運営上の利便性を考え定款にも重ねて規定しておくことも可能です。ただし、その場合は法律で使用されている言葉を使わないと意味合いが違ふとの指摘を受けることがありますので注意が必要です。

### 附則について

一般的に附則は、

- ①本則があるにも拘らず、その例外の扱いをする場合、
- ②任期や期間の定めがあるにも拘らず、その例外の扱いをする場合、
- ③定款の規定や変更の規定等の効力の発生や停止の時点を表示するため等に用いられます。

定款の変更の案においては、（1）定款の変更の案の効力の発生の際の表示、（2）認定・認可の登記と決算期間、（3）最初の代表理事（業務執行理事を含む）・会計監査人等の掲名、（4）最初の評議員の掲名、（5）必要に応じて理事や監事の掲名、等を附則に記載することになります。

### 3. おわりに

最後、非常に早足になってしまいましたが、定款作成というのは非常に細かな作業で、ある意味では辛気くさいものであり、モデル定款等を参考にしながら一つひとつ積み上げていくしかない、という作業になりますので、担当の方は大変ご苦労が多いと思いますが、これを提出しないと公益認定を受けられないということになりますので、是非頑張っていただきたいと思います。

なお、ご不明な点は当協会または助成財団センターにお問い合わせ下さい。

### 〔参考〕移行申請における2段ロケット方式について 「2段ロケット方式の場合は定款変更案を2種類作る」

1段ロケット方式というのは、公益認定申請を1回でやる、1回でやるという意味は特例民法法人が、定款変更その他の整備を行って一般法人という「体」と公益認定という「頭」の申請を一緒にするものです。定款変更は1回で済み、申請先は行政庁になります。

2段ロケットというのは、まず「体」の部分だけ一般法人になり、しばらくしてから「頭」の部分の公益認定を申請する方法で、比較的時間をかけて公益認定を受ける方法です。

2段ロケット方式の場合は、1段目で一般法人という「体」になるための定款の変更を従来の主務官庁に認可してもらいます。次に「頭」を変えるための定款の変更を行政庁に対して行い公益認定を受けることになります。

これは定款変更が2回必要になるということで面倒だという評価がある一方で、このように順を追って時間をかけて取り組めば先ほどの基本事項の決定のところで申しました通り、役員の皆さん等に今度の改革の意味がよくわかってもらえるという効果もあるかと思います。

ただこの方式のネックは最初の定款の変更は主務官庁の認可が必要となることです。主務官庁によっては、1回でできるものなら1回の申請で済む1段ロケット方式を薦めるケースが多く、実際問題として2段ロケット方式の採用は難しいところがあるとも聞いています。結果として1段ロケット方式にならざるを得ないのかもしれませんが。

ここでは2段ロケットについては、こういう方式もありますということだけ説明しておきますので、2段ロケット方式を採用したいというところは、検討していただき主務官庁と十分に打合せをされることをお奨めします。

### 2段ロケットの場合の定款変更条項

| 第1回目の定款変更条項                               | 第2回目の定款変更条項                            |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1. 理事会（会計監査人）の設置規定                        | 1. 公益を冠する名称に変更規定                       |
| 2. 評議員会（社員総会）による理事・監事の選任解任規定その他定款に基づく決議事項 | 2. 公告・事業年度に関する規定                       |
| 3. 理事、監事の権限、資格、任期の規定                      | 3. 公益目的事業を実施する都道府県（必要次第）（第1回で規定することも可） |
| 4. 代表理事（執行理事）の選解任規定                       | 4. 公益目的事業不可欠特定財産の指定及び維持・管理規定（必要次第）     |
| 5. （財団の場合）評議員（会）の設置規定                     | 5. 公益目的取得財産残額の贈与規定                     |
| 6. （財団の場合）法人の目的・評議員の選解任方法の変更規定            | 6. 清算時の残余財産の帰属規定                       |
| 7. その他相対的・任意的記載事項                         | 7. その他相対的・任意的記載事項                      |



## 平成21年度事業計画・収支予算

去る3月24日開催の当センター理事会・評議員会において、平成21年度の実業計画、収支予算が承認されました。平成21年度は、従来からの継続事業に加え特に公益法人制度改革の実施を受け下記重点事業に取り組んでまいります。

なお、事業計画・収支予算の詳細はセンターのホームページ（www.jfc.or.jp）を参照ください。

### 重点事業

- (1) 新制度対応に関する取り組み強化
  - ①当センターの移行認定申請を早期に実施し、その過程で得られた情報をフィードバックし、新制度への移行に関する支援に徹する。
  - ②移行に関するアンケート調査等により現状把握に努め、必要な研修や移行相談、勉強会への講師派遣等に取り組む。
  - ③移行申請が進む中で顕在化してくる課題等を整理し、必要に応じて制度見直しへ向けた提言に備える。
- (2) 制度改革の進展を踏まえ分野別部会の研究活動に取り組み、助成事業の質的向上を目指し、併せて財団間の連携、相互研鑽の場を提供していく。
- (3) 当センターの財政基盤の強化に向け会員拡大等への取り組みを強化し、事業収入の柱である情報提供事業について販売力強化に努める。併せて人件費を含む管理費の圧縮に努め基盤強化を図り、時代の変化、新制度を踏まえ当センターの中期計画の策定に着手する。

個別の事業は下記の通り。

1. 情報整備事業（助成財団等に関する情報・資料・文献の収集・整理・閲覧等の事業）
  - (1) 当センターの重要な財産である個別の助成財団や助成事業及び助成成果等の情報を収集・整備し、データの継続的蓄積に努める。
  - (2) 資料室の整備・管理  
文献等の収集、整備、閲覧に関しては、蔵書の整理を進め蔵書目録のウェブ上での公開について検討する。
2. 情報提供事業（助成財団の事業内容、役割・課題、意見・提言に関する出版物等の編集及び発行）

当センターの事業収入の80%を占める事業であり、重点を置いた取り組みを行う。

- (1) 助成団体要覧の出版  
わが国唯一の助成財団に関するディレクトリーとして、販売数の低下傾向に歯止めをかけ、その内容や体裁、発行部数等について十分検討した上で出版する。
- (2) 助成金応募ガイドの出版  
販売部数が減少傾向にあったが、20年度から増加傾向に転じており、内容の充実、販売ルートの開拓等一層の拡販に努める。
- (3) 資料・情報提供（出版物以外で外部に提供する各種情報）  
前年度に引き続き、国立情報学研究所、科学技術振興機構、日本芸術文化振興会等との連携強化に努め有償の情報提供に取り組む。

### 3. 調査研究事業（助成財団等に関する調査・研究）

- (1) 制度改革対応プロジェクト（部会研究会への取り組み）  
新制度移行を視野に入れた制度改革プロジェクトの一環として、同一の分野で活動する助成財団が課題を共有し、新制度のもとでの助成プログラムの充実や助成財団としての活動の質的向上を目指す部会の研究活動を推進する。  
また、NPO支援財団研究会の事務局を担うことで、研究会の活動、成果等を広く部会の活動に生かすよう連携を図っていく。

助成財団に係る新制度上の課題及び対策や助成財団の歴史研究等を行う研究活動も検討する。

- (2) オーバーヘッドに関する取り組み  
去年は東京大学、京都大学との個別意見交換会を開催したが、大学や研究機関と助成財団の連携が円滑に行われるように引き続き関連情報を収集し、助成財団から寄せられる相談に対して支援を継続していく。

### 4. 研修・相談事業（助成財団等に関するセミナー・講演会・シンポジウムの開催）

- (1) 研修・セミナー  
事業収入の約20%を占める研修関係事業は、前年度に引き続きテーマの選定に留意しつつ助成財団に特化した研修を開催していく。併せて研修内容やテ

キストの充実を図っていく。

### (2) 相談業務

#### 1) 助成一般に関する相談

助成に関する一般からの相談、外部団体からの講師派遣依頼に積極的に応じ、社会一般のニーズに対応して助成財団の認知向上に努める。

#### 2) 新設相談

助成財団新設相談の機能を強化し定例開催する。

#### 3) 移行相談等

新制度移行に関する個別相談を継続実施し、助成財団特有の諸問題に対する相談機能の強化に努める。

### 5. 広報活動事業（助成財団等に関する広報活動）

- (1) ホームページによる移行認定申請に関する情報(2) JFC VIEWS(広報誌)発行(3) メールマガジンの発行(4) ホームページの充実に取り組み、特に移行申請に関する情報発信を強化していく。

### 6. その他の事業

関係諸団体や部会活動等を通して共同調整事業（複数の助成財団が共同して行うプロジェクト助成の調整）への取り組みや、ホームページバックの普及、国内外の諸団体との交流促進に努め、「助成財団」の社会的認知度の向上に取り組む。

以上

### 2009年度収支予算（概要）

|             |            |
|-------------|------------|
| 1. 収入       |            |
| 事業活動収入計     | 47,800,000 |
| (内訳) 財産運用収入 | 7,500,000  |
| 会費収入        | 25,450,000 |
| 事業収入        | 14,750,000 |
| その他収入       | 100,000    |
| 投資活動収入計     | 9,130,000  |
| 当期収入合計      | 56,930,000 |
| 2. 支出       |            |
| 事業活動支出計     | 47,800,000 |
| (内訳) 事業費    | 36,790,000 |
| 管理費         | 11,010,000 |
| 投資活動支出計     | 11,110,000 |
| 予備費支出       | 2,000,000  |
| 当期支出計       | 60,910,000 |
| 3. 当期収支差額   | ▲3,980,000 |
| 前期繰越収支差額    | 6,890,000  |
| 次期繰越収支差額    | 2,910,000  |



## 資産総額上位100財団(2007年度)

(単位:千円)

| 2007 | 会計基準 | 財 団 名               | 資産総額       |
|------|------|---------------------|------------|
| 1    | 新    | 武田科学振興財団            | 98,446,415 |
| 2    | 新    | 上原記念生命科学財団          | 89,711,834 |
| 3    | 新    | 笹川平和財団              | 81,735,361 |
| 4    | 新    | 稲盛財団                | 74,902,629 |
| 5    | 新    | 上月スポーツ・教育財団         | 56,942,519 |
| 6    | 新    | ローム ミュージック ファンデーション | 54,717,860 |
| 7    | 新    | 新技術開発財団             | 46,196,606 |
| 8    | 新    | 博報児童教育振興会           | 43,222,600 |
| 9    | 新    | トヨタ財団               | 40,989,474 |
| 10   | 新    | 微生物化学研究会            | 38,560,674 |
| 11   | 新    | 旭硝子財団               | 36,977,903 |
| 12   | 新    | 交通遺児育英会             | 34,798,907 |
| 13   | 新    | ヒロセ国際奨学財団           | 33,521,910 |
| 14   | 新    | 平和中島財団              | 30,489,440 |
| 15   | —    | 河川環境管理財団            | 28,382,766 |
| 16   | 新    | 国際科学技術財団            | 28,005,239 |
| 17   | 新    | 電通育英会               | 25,639,370 |
| 18   | 新    | 岡田文化財団              | 24,638,305 |
| 19   | 新    | 吉田秀雄記念事業財団          | 24,572,355 |
| 20   | 旧    | 中島記念国際交流財団          | 22,865,184 |
| 21   | 新    | 近畿移動無線センター          | 21,939,093 |
| 22   | 新    | セコム科学技術振興財団         | 21,613,110 |
| 23   | 新    | 住友財団                | 21,120,988 |
| 24   | 新    | 三菱財団                | 20,610,958 |
| 25   | 新    | テルモ科学技術振興財団         | 19,548,900 |
| 26   | 新    | 小野奨学会               | 19,050,744 |
| 27   | 新    | 池谷科学技術振興財団          | 18,788,122 |
| 28   | 新    | 日揮・実吉奨学会            | 18,452,981 |
| 29   | 新    | 内藤記念科学振興財団          | 17,225,910 |
| 30   | 旧    | 車両競技公益資金記念財団        | 16,768,926 |
| 31   | 新    | 三越厚生事業団             | 16,615,169 |
| 32   | 新    | 村田学術振興財団            | 15,232,832 |
| 33   | 新    | 角川文化振興財団            | 14,527,899 |
| 34   | 新    | 吉田育英会               | 14,191,005 |
| 35   | 新    | 発酵研究所               | 14,101,850 |
| 36   | 新    | 医科学応用研究財団           | 13,564,147 |
| 37   | 旧    | 木下記念事業団             | 13,251,427 |
| 38   | 新    | 持田記念医学薬学振興財団        | 13,053,814 |
| 39   | 新    | 放送文化基金              | 12,535,729 |
| 40   | 新    | 小林国際奨学財団            | 12,320,315 |
| 41   | 新    | 新技術振興渡辺記念会          | 12,023,585 |
| 42   | 新    | 木口ひょうご地域振興財団        | 11,923,999 |
| 43   | 新    | 三菱UFJ信託奨学財団         | 11,762,186 |
| 44   | 新    | ニッセイ財団(財団法人 日本生命財団) | 11,618,052 |
| 45   | 新    | 本庄国際奨学財団            | 11,399,363 |
| 46   | 新    | 材料科学技術振興財団          | 11,192,809 |
| 47   | 新    | 国際花と緑の博覧会記念協会       | 10,597,208 |
| 48   | 新    | 霞山会                 | 10,529,604 |
| 49   | 新    | 飯島記念食品科学振興財団        | 10,062,544 |
| 50   | 旧    | 日本国際協力財団            | 9,571,518  |

| 2007 | 会計基準 | 財 団 名                    | 資産総額          |
|------|------|--------------------------|---------------|
| 51   | 新    | セゾン文化財団                  | 9,555,851     |
| 52   | 新    | 飯塚穀育英会                   | 9,425,134     |
| 53   | 新    | マブチ国際育英財団                | 9,151,686     |
| 54   | 新    | 電気通信普及財団                 | 8,872,270     |
| 55   | 新    | 日本証券奨学財団                 | 8,814,537     |
| 56   | 新    | しずおか産業創造機構               | 8,736,280     |
| 57   | 新    | 天田金属加工機械技術振興財団           | 8,729,843     |
| 58   | 新    | トステム建材産業振興財団             | 8,606,104     |
| 59   | 新    | 古岡奨学会                    | 8,581,112     |
| 60   | 新    | 高橋産業経済研究財団               | 8,577,242     |
| 61   | 新    | 日本建設情報総合センター             | 8,513,953     |
| 62   | 新    | 地球産業文化研究所                | 8,305,753     |
| 63   | 新    | 沖縄県国際交流・人材育成財団           | 8,235,517     |
| 64   | 新    | 伊藤謝恩育英財団                 | 8,055,747     |
| 65   | 新    | ロータリー米山記念奨学会             | 8,052,648     |
| 66   | 旧    | くまもとテクノ産業財団              | 7,965,284     |
| 67   | 新    | 小原白梅育英基金                 | 7,776,368     |
| 68   | 旧    | かがわ産業支援財団                | 7,728,604     |
| 69   | 新    | 中富健康科学振興財団               | 7,598,314     |
| 70   | 新    | 小山台                      | 7,509,256     |
| 71   | 新    | スルガ奨学財団                  | 7,481,122     |
| 72   | 新    | 船井情報科学振興財団               | 7,467,574     |
| 73   | 新    | 中央競馬馬主社会福祉財団             | 7,282,689     |
| 74   | 新    | にいがた産業創造機構               | 7,252,067     |
| 75   | 新    | 伊藤記念財団                   | 7,084,816     |
| 76   | 新    | 日産科学振興財団                 | 6,814,599     |
| 77   | 新    | 中国建設弘済会                  | 6,605,890     |
| 78   | 新    | 立石科学技術振興財団               | 6,529,977     |
| 79   | 旧    | サトー国際奨学財団                | 6,523,860     |
| 80   | 新    | メルコ学術振興財団                | 6,501,733     |
| 81   | 新    | ヤマハ音楽振興会                 | 6,404,000     |
| 82   | 新    | 漁船海難遺児育英会                | 6,384,859     |
| 83   | 新    | 高松宮妃癌研究基金                | 6,370,751     |
| 84   | 新    | トラスト60                   | 6,355,858     |
| 85   | 新    | 東京都公園協会                  | 6,239,867     |
| 86   | 新    | 鈴木万平糖尿病学国際交流財団           | 6,179,550     |
| 87   | 新    | テレコム先端技術研究支援センター         | 6,095,897     |
| 88   | 新    | 東電記念科学技術研究所              | 6,021,643     |
| 89   | 新    | ニビキ育英会                   | 5,900,703     |
| 90   | 新    | ソルト・サイエンス研究財団            | 5,826,023     |
| 91   | —    | 横浜社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター) | 5,811,975     |
| 92   | 新    | 国土地理協会                   | 5,806,653     |
| 93   | 新    | 笹川スポーツ財団                 | 5,785,457     |
| 94   | 新    | 西村留学生奨学財団                | 5,741,924     |
| 95   | 新    | 六行会                      | 5,654,901     |
| 96   | 新    | 大川情報通信基金                 | 5,643,517     |
| 97   | 新    | アフィニス文化財団                | 5,566,394     |
| 98   | 新    | ひょうご科学技術協会               | 5,517,571     |
| 99   | —    | ヤマト福祉財団                  | 5,475,044     |
| 100  | 新    | 本田財団                     | 5,417,916     |
| 合計   |      |                          | 1,717,048,471 |

注)新:新会計基準,旧:旧会計基準



## 年間助成額上位100財団(2007年度—2006年度との比較)

(単位:千円)

| 2007 | 2006 | 財 団 名               | 年間助成額      |
|------|------|---------------------|------------|
| 1    | 1    | 大阪府育英会              | 13,211,549 |
| 2    | 3    | 鹿児島県育英財団            | 2,074,583  |
| 3    | 4    | 中央競馬馬主社会福祉財団        | 1,420,600  |
| 4    | 7    | 武田科学振興財団            | 1,325,552  |
| 5    | 5    | ロータリー米山記念奨学会        | 1,252,960  |
| 6    | 6    | 交通遺児育英会             | 1,141,950  |
| 7    | 9    | 沖縄県国際交流・人材育成財団      | 1,048,643  |
| 8    | 8    | 上原記念生命科学財団          | 998,100    |
| 9    | 11   | 車両競技公益資金記念財団        | 660,240    |
| 10   | 13   | 平和中島財団              | 631,731    |
| 11   | 12   | 交流協会                | 587,107    |
| 12   | 14   | トヨタ財団               | 484,492    |
| 13   | 17   | 笹川平和財団              | 483,138    |
| 14   | 10   | 日本腎臓財団              | 480,662    |
| 15   | 19   | 島根県育英会              | 468,348    |
| 16   | 15   | 三菱財団                | 460,900    |
| 17   | 16   | 河川環境管理財団            | 458,000    |
| 18   | 20   | 住友財団                | 371,979    |
| 19   | 22   | 栃木県育英会              | 370,128    |
| 20   | 35   | 日本糖尿病財団             | 358,461    |
| 21   | 27   | ローム ミュージック ファンデーション | 353,410    |
| 22   | 21   | 朝鮮奨学会               | 352,900    |
| 23   | 32   | 旭硝子財団               | 335,000    |
| 24   | 23   | 日中医学協会              | 312,686    |
| 25   | 24   | 中島記念国際交流財団          | 293,814    |
| 26   | 25   | 日揮・実吉奨学会            | 278,232    |
| 27   | 28   | 電通育英会               | 274,120    |
| 28   | 41   | 田口福寿会               | 260,200    |
| 29   | 30   | 内藤記念科学振興財団          | 258,000    |
| 30   | 26   | 吉田育英会               | 242,024    |
| 31   | 34   | 国際協力医学研究振興財団        | 241,337    |
| 32   | 37   | 日産科学振興財団            | 236,260    |
| 33   | 38   | 日本アレルギー協会           | 229,400    |
| 34   | 31   | ニッセイ財団(日本生命財団)      | 221,280    |
| 35   | 67   | 角川文化振興財団            | 208,920    |
| 36   | 44   | 池谷科学技術振興財団          | 206,725    |
| 37   | 39   | 稲盛財団                | 200,000    |
| 38   | 97   | 日本鉄鋼協会              | 199,278    |
| 39   | 29   | 長寿科学振興財団            | 198,017    |
| 40   | 40   | 日本科学協会              | 197,075    |
| 41   | 36   | 清水基金                | 193,200    |
| 42   | 42   | 三菱UFJ信託奨学財団         | 193,175    |
| 43   | 64   | 日本国際教育支援協会          | 184,647    |
| 44   | 55   | 新技術開発財団             | 173,540    |
| 45   | 69   | ミズノスポーツ振興会          | 168,960    |
| 46   | 47   | 小原白梅育英基金            | 168,200    |
| 47   | 48   | 本庄国際奨学財団            | 168,034    |
| 48   | 54   | 笹川スポーツ財団            | 165,757    |
| 49   | 65   | 木下記念事業団             | 164,340    |
| 50   | 57   | 電気通信普及財団            | 163,673    |

| 2007 | 2006 | 財 団 名                     | 年間助成額      |
|------|------|---------------------------|------------|
| 51   | 59   | セコム科学技術振興財団               | 162,985    |
| 52   | 56   | 東レ科学振興会                   | 159,100    |
| 53   | 61   | 聖ルカ・ライフサイエンス研究所           | 150,977    |
| 54   | 51   | 新技術振興渡辺記念会                | 149,839    |
| 55   | 33   | 臨床研究奨励基金                  | 147,135    |
| 56   | 60   | 笹川記念保健協力財団                | 145,586    |
| 57   | 46   | 福岡県産業・科学技術振興財団            | 145,500    |
| 58   | 52   | 上月スポーツ・教育財団               | 145,196    |
| 59   | 62   | 日本証券奨学財団                  | 144,910    |
| 60   | 79   | 東芝国際交流財団                  | 143,458    |
| 61   | —    | ヒロセ国際奨学財団                 | 139,955    |
| 62   | 58   | 社会安全研究財団                  | 138,770    |
| 63   | 63   | 東京メソニック協会(通称:メイスン財団)      | 137,874    |
| 64   | —    | 飯島記念食品科学振興財団              | 134,900    |
| 65   | 84   | 日韓文化交流基金                  | 130,578    |
| 66   | 72   | 北陸瓦斯奨学会                   | 129,870    |
| 67   | 71   | 井上科学振興財団                  | 129,310    |
| 68   | 76   | 先進医薬研究振興財団                | 129,000    |
| 69   | 66   | 兵庫県国際交流協会                 | 128,437    |
| 70   | 78   | 小笠原科学技術振興財団               | 125,988    |
| 71   | —    | 発酵研究所                     | 125,800    |
| 72   | 53   | にいがた産業創造機構                | 124,498    |
| 73   | 74   | 医科学応用研究財団                 | 119,800    |
| 74   | 81   | サントリー文化財団                 | 119,400    |
| 75   | 77   | 国際科学技術財団                  | 118,000    |
| 76   | 80   | けんしん育英会                   | 115,680    |
| 77   | 83   | 松下国際財団                    | 114,759    |
| 78   | —    | 伊藤謝恩育英財団                  | 112,656    |
| 79   | 49   | アイヌ文化振興・研究推進機構            | 108,711    |
| 80   | 98   | 中内力コンベンション振興財団            | 108,216    |
| 81   | 88   | 日米教育交流振興財団(フルブライト記念財団)    | 108,100    |
| 82   | —    | 天田金属加工機械技術振興財団            | 107,727    |
| 83   | 100  | 日本国際協力財団                  | 106,213    |
| 84   | 82   | 双葉電子記念財団                  | 104,910    |
| 85   | —    | 飯塚穀育英会                    | 103,740    |
| 86   | —    | ミズノ国際スポーツ交流財団             | 102,800    |
| 87   | 96   | 広げよう愛の輪運動基金               | 100,932    |
| 88   | —    | 小野奨学会                     | 100,380    |
| 89   | 95   | 笹川医学医療研究財団                | 100,300    |
| 90   | —    | 持田記念医学薬学振興財団              | 100,000    |
| 91   | 90   | 丸紅基金                      | 100,000    |
| 92   | 92   | 横浜市社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター) | 99,746     |
| 93   | 85   | 日立国際奨学財団                  | 99,533     |
| 94   | —    | サトー国際奨学財団                 | 99,441     |
| 95   | —    | 村田学術振興財団                  | 99,360     |
| 96   | —    | トステム建材産業振興財団              | 99,250     |
| 97   | —    | かがわ産業支援財団                 | 96,699     |
| 98   | —    | 京都大学教育研究振興財団              | 95,017     |
| 99   | —    | 富山県新世紀産業機構                | 93,924     |
| 100  | 99   | 古岡奨学会                     | 93,796     |
| 合計   |      |                           | 41,130,082 |

注) 2006年度の順位が入っていないものは、①データの提供がなかった、  
②100位以下であった、のいずれかである。



# N 助成財団 ニュース News

## 助成財団の質的向上を目指す活動への取り組み

### 平成20年度「助成財団の集い」開催

「助成財団の集い（旧 会員の集い）」は平成21年2月9日（月）に当センターの会員・非会員合わせて150名を超える方々に参加いただき損保会館大会議室で開催されました。当日の「期待される助成財団と移行申請の実務」と題したセミナーでは、出口正之氏（国立民族学博物館教授）の基調講演「民間公益を支える助成財団に期待する」に続き、公益法人協会の鈴木勝次専務理事による「定款作成上のポイント」、同金澤俊弘専務理事による「移行認定申請書作成の実務と留意点」と題した講演は、移行申請の実務体験と豊富な資料に基づいた内容の濃い詳細な講演となり、これから移行認定申請を行うべく準備中の多くの助成財団にとって、申請手続きの具体的なイメージを把握することができました。

セミナー終了後の懇談会では、講師を囲んでの意見交換や参加された財団相互での情報交換が熱心に繰り広げられました。

### 助成財団センターの移行認定申請のステップ

助成財団センターでは、当初のスケジュールに沿って4月7日に移行認定申請書を電子申請にて提出しました。参考までにそのステップを掲載します。

**20年10月～** これまで理事会・評議員会に提示し、意見を頂戴してきた「移行の方向性」に基づき、現行の寄付行為及び公法協のモデル定款をベースとして、認定等委員会の定款作成の案内、参考書等を対比しながら定款（案）の作成に着手。

当時まだ結論の出ていなかった最初の評議員の選任方法については「選定委員会方式」も想定し選定委員の人選、就任内諾の事前作業を進め、11月の臨時理事会開催の準備を進めた。

#### 11月21日 臨時理事会・評議員会の開催

この段階でも最初の評議員の選任方法について結論が出ていなかったため、

第1案 現在の評議員会が選任する方法

第2案 中立的な機関としての選定委員会を設けて選任する方法の2案について理事会で議決し、評議員会の同意を得た。認可申請時の状況によっていずれの（案）で申請するかは理事長に一任することになった。

併せて「最初の評議員選定委員会の委員候補者」を理事会・評議員会で承認。

**12月16日** 理事会の議決を受けて、最初の評議員の選任に関する理事の定める認可申請書（案）を作成し総務省と打合せを行った。この時点では第2案で申請することに決定していたので、1月8日に申請書の文言等に関する加除訂正の指示があった。

**21年1月9日** 指示を受けて加除訂正した「最初の評議員の選任に関する理事の定める認可申請書」を総務省に提出し受理される。

**1月21日** 総務省の認可が下り、認可書を受領

**2月中** 最初の評議員の選定委員会開催日程の調整・準備、最初の評議員就任承諾書の取り付け、臨時理事会の開催準備

**3月11日** 臨時理事会（文書理事会）の開催

「理事会が推薦する最初の評議員候補者の決定」

**3月13日** 最初の評議員の選定委員会の開催

理事会から推薦を受けた最初の評議員候補者リストに基づき選定委員会を開催、審議の結果推薦された14名全員を選任した。その場

で議事録を作成し、委員全員が記名・捺印を行った。

**3月24日** 定例理事会・評議員会の開催

定例の理事会・評議員会において、理事会報告事項として選定委員会の議事録を提出し「最初の評議員の選任結果」を報告した。

理事会・評議員会議案として「移行認定申請に関する件」「定款の変更の案の件」「内部規定等の改正案の件」を掲げ、審議の結果いずれも議案どおりの承認を得た。

**3月25日～**

**4月6日** 移行認定申請書の作成、付属書類等のPDF化作業及び内容の点検、確認を行った。

**4月7日** 電子申請の手続き（送信）

**4月8日** 電子申請受領確認、整理番号等がメールにて通知される。以降、5月18日現在委員会との交渉は行っていない。

### 移行認可申請に関する勉強会が相次いで開催される

12月19日開催の環境部会（12団体15名の参加）、1月19日開催の生命科学財団懇談会（24団体41名の参加）、2月25日開催の国内奨学部会（18団体25名の参加）では、12月以降の移行申請の動向や情報の共有、各財団の移行スケジュールの確認を行い、移行実務についての不明点や疑問点について意見交換、勉強会を実施しました。当センターで移行に関する個別相談を担当している石川参与も参加し、多くの質問に丁寧に回答してきています。

各財団の移行申請に対する準備状況はまちまちですが、いずれ通らねばならない過程であり有意義な情報交換会となりました。

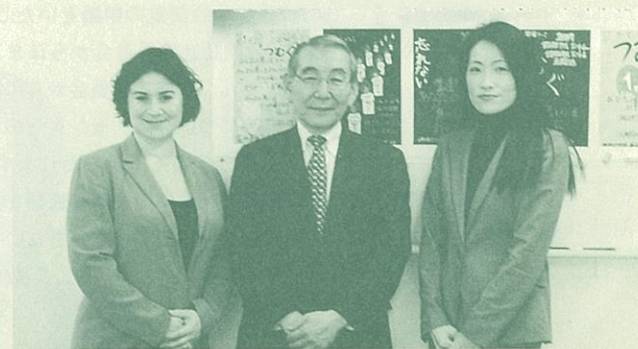
また1月22日には、公益法人に詳しい長岡美奈公認会計士を講師に招き「新々公益法人会計基準と公益認定要件について」と題する研修会を開催しました。内容は昨年8月に開催したものとはほぼ同様でしたが、再度の開催を希望される方が多く41団体50名の方々が参加されました。公益事業比率や遊休財産、収支償還などの考え方について実例を踏まえ移行認定申請書への記載方法も含め丁寧に説明され、配布資料も大変分かりやすい資料として好評を得ています。

### 海外からの来訪者

12月18日、国立民族学博物館教授で前NPO学会会長の出口正之氏の紹介で、International Society for Third-Sector Research (ISTR 国際NPO学会)の会長Ms.Jackie Davis、専務理事Ms.Margery Daniels、インドからの客員研究員Mr.Yashavanthe Dangreが来訪され、助成財団センターの概要、日本のNPOに対する助成事業の現状、公益法人制度改革の内容等について意見交換を行いました。目的は国際NPO学会への勧誘にあったようですが、公益法人制度改革には大変関心を示し、認定法の英訳版は大変喜ばれました。

また、3月12日、テキサスA&M大学の助教授であるMs.Gina Yanniteil Reinhardtが来訪された。公共・国際政策の観点から日本における国際協力がメインのテーマであったが、助成財団センターの役割や実務、助成決定のメカニズム等到大変興味を示し、公益法人制度改革を含めわが国の現状を説明し意見交換を行った。

いずれの来訪者も、わが国における助成財団の仕組みや役割についての認識を新たにしてもらえたものと思う。







I N F O R M A T I O N

## 助成金応募ガイド発行

本年も、例年に比べると若干早めの1月と3月に『助成財団 研究者のための助成金応募ガイド』と『助成財団 NPO・市民活動のための助成金応募ガイド』のそれぞれ2009年度版を発行いたしました。掲載団体数は研究者版が596団体、NPO版が375団体と大幅に増加しています。

助成申請者、対象者等の方々や助成金に関心のある方に、是非お知らせ下さい。

『研究者のための助成金応募ガイド2009』  
(596団体) 定価2,500円B5判

『NPO・市民活動のための助成金応募ガイド  
2009』(375団体) 定価2,000円B5判

## 恒例 新任者研修開催のお知らせ

ー 7月1日管理職向け ー

助成財団センターでは毎年度、新しく助成財団に勤務される方々を対象に、助成財団の業務に関する研修を実施しております。

●専務理事、常務理事、事務局長等、主として管理職を対象とした初任者研修を下記の要領で開催いたします。

日 時：7月1日（水）9:30～16:30

場 所：損保会館（東京都千代田区神田淡路町2-9）

内 容：主として管理職の方を対象に助成財団とそれを取り巻く環境について、特に現在進行中の公益法人制度改革に対する助成財団の対応等も含めて説明するほか、わが国を代表する助成財団の責任者が、助成財団の社会的責任と管理者としての心構えや幾つかの活動事例を説明します。

- ・助成財団のあらましと公益法人制度改革について（助成財団センター専務理事 田中 皓）
- ・助成財団の管理運営（事務局業務）（損保ジャパン記念財団事務局長 富沢泰夫氏）
- ・セゾン文化財団の運営について（セゾン文化財団常務理事 片山正夫氏）
- ・三菱財団の運営について（三菱財団常務理事 水野淳二郎氏）
- ・電通育英会の運営について（電通育英会専務理事 森住昌弘氏）

会 費：会員1名6,000円、一般1名9,000円

お問合せは、担当：竹村までお願いいたします。

## 編集後記

◆本号の特集は、2月に開催した「助成財団の集い」の中から公益法人協会の鈴木専務理事の「定款作成の際の留意事項」についての講演を掲載いたしました。公益法人への移行申請に際して、やはり一番労力を割かれる部分が定款変更（作成）のところとなりますので、ぜひご参考になさっていただきたいと思います。

◆当センターも4月7日に公益認定の申請をいたしました。5月初めの段階では、公益認定等委員会からはまだ何の問い合わせ等もありません。今後、委員会からの問い合わせや、センターの対応等については、センターのサイトにおいて、できるだけ公開していく予定であります。現在、申請書類と最初の評議員の選定に関する諸書類を掲載しておりますので、そちらも参考にいただきたいと思います。（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄り出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

## JFC Views No.66 May. 2009

編集・発行 財団法人 助成財団センター  
発行日 2009年5月25日  
編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階  
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858  
URL <http://www.jfc.or.jp>  
E-mail [pref@jfc.or.jp](mailto:pref@jfc.or.jp)